

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。どうぞよろしく願います。

国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である公的統計は、社会の情報基盤でもあります。しかしながら、平成二十八年末に経産省による統計不正事案が発覚し、その後も平成三十年末の厚生労働省、昨年末の国交省と、統計不正が相次いで発覚しています。大臣所信でも言及ございました統計行政につきまして、総務省が講じてきた施策、そして再発防止策の効果、これらを確認していきたいと思えます。

まず、行政が信頼を獲得するためには、政策立案の基となる統計等データが正しいものであること、国民共有の知的資源である行政文書が正しく作成、管理されているということは言うまでもありませんが、これに対する大臣の見解を伺います。

○国務大臣（金子恭之君） 吉川委員御指摘のとおり、公的統計は国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であり、また証拠に基づく政策立案を支える基盤となるものであると認識しており、信頼性の高い正確な統計が重要だと考えております。

○吉川沙織君 正確な統計がなければ政策評価の

前提もおかしくなりますし、実はこの問い、平成三十年の三月に当時の総理と当時の総務大臣にもお伺いをした問いでございます。

先週、三月三日の当総務委員会において、大臣所信で大臣はこうおっしゃいました。「昨年、建設工事受注動態統計調査に係る事案が判明し、公的統計の信頼性に疑義を招いたことは大変遺憾です。」とおっしゃいました。

統計法第三条第二項は、基本理念として、「公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。」とし、第三条の第二項は、「行政機関等の責務として、「行政機関等は、前条の基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有する。」としています。

建設業者が毎月受注実績を記し提出する調査票を国交省が都道府県に指示して書き換えさせるという行為は、不適切、不正そのものであり、統計法の今申し上げた基本理念に反するものであると考えますが、大臣の御見解を伺います。

○国務大臣（金子恭之君） 今般、国土交通省で明らかにになった調査票の書換えによる合算は、元々の調査票に記入されていた正しいデータが損なわれ、誤りのおそれがある場合の再計算などができなくなったものであり、また、二重計上は、不適切な統計処理により誤った統計数値を公表す

るに至ったものであります。

いずれも、公的統計の作成に当たって適切かつ合理的な方法や信頼性の確保を求める統計法の基本理念に照らして適切ではなかったものと考えております。

○吉川沙織君 国交省の不適切な統計事案につきましては、基本理念、第三条に統計法定めていまして、基本理念、それらに照らせば、適切ではない、すけれども、それらに照らせば、適切ではない、基本理念に反するものだという御趣旨の御答弁だったかと思えます。

正しい統計がなければ正しい政策立案はかないません。そして、それがなければ総務省が所管する政策評価なんかもおかしなものになってしまいますし、統計不正は行政の不正そのものであり、私たち立法府側が事実関係をただすことについては、与野党を問わず国会における行政監視機能の発揮であり、異論は恐らく与党の皆さんにも私たち野党側にもないと思えます。

平成二十八年末に発覚した経産省における統計不正、平成三十年末に発覚した厚労省における統計不正に続き、国交省の不適切な統計事案が昨年末にも発覚したことになります。

今般の国交省による建設工事受注動態統計の不適切な取扱いは、いつから行われていたと総務省は認識しているのか、まず確認したいと思えます。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

ます。

国土交通省の検証委員会の報告書によりまずと、まず、その期限後に提出された調査票の書換えによる合算処理につきましては、少なくとも平成十二年四月の建設工事受注動態統計調査の開始時点から都道府県に対して指示されていると記載されておりです。また、二重計上につきましては、書換えによる合算処理を継続したままで欠測値補完を開始した平成二十五年四月から発生した旨が記載されておりです。

総務省としてはそのように認識しております。

○吉川沙織君 今総務省から答弁いただいたのは、令和四年、つまり今年一月十四日に公表された建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書からの、まあ引いた事実の答弁だと思えます。

この報告書によれば、今回の事案は大別して三つ、一つが平成十二年の統計開始時から行われていた合算問題、一つが平成二十五年から行われた二重計上の問題、そしてもう一つがそれらを受けて事後対応の問題に分類されていたかと思えますが、国交省の細かい事案については次の質疑の機会にしっかりと伺いたいと思えますが、つまり何を今確認したかったかと申しますと、経産省の統計不正の事案発覚後に行われた一斉点検のときも、厚労省の事案が発覚して行われた一斉点検の

ときも、つまり、国交省の不適切な統計の取扱いは平成十二年の統計開始から行われていたということですので、ずうっとこれが続いていたということでありです。

経産省と厚労省の不正発覚の際、それぞれ一斉点検が行われています。私は、ちょうど今から五年前のこの委員会において、経産省の繊維統計の不正を受けて、この場でそのときの一斉点検の状況も質疑していますけれども、結果として、一回一斉点検やった、二回一斉点検やった、ただ、今回の国交省の事案は見抜けていないということになります。

そこで、経産省のときと厚労省のとき、受けて行った一斉点検の方法についてお伺いしたいと思います。

まず、経済産業省の統計不正事案を受けて行われた点検手法について伺います。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

繊維流通統計調査の不適切な処理を契機に平成二十九年一月に一斉点検を行いましたけれども、その際は、各府省に対しまして、総務省に承認された調査計画と実際の内容との間に相違があるかどうかについて報告を求め、疑義がある場合は更に詳細に報告を求めるという方法で点検を行いました。

○吉川沙織君 では、次に厚生労働省の統計不正事案を受けて行われた一斉点検の方法について確認したいと思います。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

毎月勤労統計調査の事案発覚後に行われた平成三十一年の一斉点検でございますけれども、この調査で確認されたものと同様の問題が他の公的統計で発生していないかという観点から、一番目といたしまして総務省に承認された調査計画と調査実態の乖離、二番目といたしまして抽出調査の還元推計の誤りについて、各府省に統計幹事を中心とした点検の実施を求めるほか、点検期間中に各府省において把握した不適切な事案について報告を求めるというものでございました。

この各府省による点検結果については、総務省において取りまとめの上、平成三十一年一月に点検結果を公表いたしました。その後、統計委員会に設けられました点検検証部会において、予備的な書面調査を行い、その結果、影響度の大きいものを選んで重点的なチェックを行うなど、公的統計の信頼回復に向けた取組が行われたところでございます。

○吉川沙織君 つまり、経済産業省のときの点検方法と厚生省のときの一斉点検の方法は多少違いがあるということですが、主な違いは何ですか。

○政府参考人（吉開正治郎君） 繊維流通統計の後の一斉点検と厚生労働省の毎勤統計の後の一斉点検でございますけれども、基本的には、その調査計画と調査実態の乖離があるかどうかという点を中心にしたという点は共通しております。ただ、毎勤統計の場合は、点検結果を取りまとめた後、統計委員会の点検検証部会で御審議いただいたという点が違いということでございます。

○吉川沙織君 分かりやすい違いを言えば、公表した後、統計委員会の点検検証部会で改善の方向性を更に検討した、その結果を令和二年一月二十三日に発表も公表もしているということ、それから、書面調査やヒアリングも行ったという、私、答弁、その令和元年の質疑でもたしかいただいたと思うんですけども、そこまで、経産省の受けてやって、厚労省の受けてやって、違いも出して、書面調査、ヒアリングやったけれども、今回の国交省の事案については、国交省自らの報告も全くなく、統計委員会が、あっ、国交省書換えやってるんじゃないですかと、こういう指摘をすることも残念ながらありませんでした。

国交省の事案について、過去二回の一斉点検で発覚しなかった理由を大臣にお伺いいたします。  
○国務大臣（金子恭之君） 平成二十九年の一斉点検及び平成三十一年の一斉点検は調査計画と調査実態との乖離を中心とした点検でございました

が、いずれにせよ、結果として、今回の事案について、国土交通省から報告はなく、把握できなかったことは大変遺憾でございます。

不適切な事案には様々な形態が想定されることから、確認された不適切事案と同様の事案の有無といった点検方法では集計方法に係る今回のような事案の発見には限界があったことも理由の一つではないかと考えております。

現在、統計委員会では事案の発生原因まで遡る精査に取り組んでおり、その上で、統計作成上の課題や問題を抽出をし、各府省の基幹統計の集計プロセスの点検に向けた検討を行っているものと承知をしております。そうした検討を行うことにより、今般の事案と同様の誤り事案を発見をし、修正するだけにとどまらない実効ある点検が行われることとなるものと期待しております。

総務省としては、こうした統計委員会における検討を全面的に支援をし、公的統計の信頼確保に全力で取り組んでまいります。

○吉川沙織君 今大臣から御答弁いただいた内容は、今年一月二十一日の総務大臣の閣議後の記者会見でも同じようなことをおっしゃっています。また、今答弁いただいた中のフレーズ、全面的に統計委員会の取組を支援していきたい。この統計委員会の在り方についてはこの後質問したいと思います。結果として、期待をしたとか、そう

いう言葉も今ありました。

私、令和元年五月二十日の行政監視委員会でのこと、つまり、今の一斉点検、一回目も二回目も、実は各府省による自己点検という手法が取られました。今回の外交省の統計不正は、平成十二年、つまりこの統計が始められて以降長年にわたって行われていたにもかかわらず、問題がある統計として外交省から報告は上がってきませんでした。よって、この自己点検という手法に限界があるのではないかと考えますが、総務省、見解あればお願いします。

○政府参考人（吉開正治郎君） 各府省が所管しております統計調査につきましては、その政策を所管しております各府省が責任を持って実施されることが基本であるというふうを考えております。その中で、統計調査に、統計の作成に関してもPDCAサイクルを回していくということが基本であると考えております。

そういった中で、まずは各省における自己点検をしていただいて、その結果を報告していただいて審議をするという形を取るということを考えております。

○吉川沙織君 PDCAサイクルだとかいうお話もありましたが、じゃ、さっき申し上げかけた令和元年五月二十日の行政監視委員会で、実は、縦横統計を受けて一斉点検しました、厚労省のも受

けてやりました、何が違うんですかということと、そのときも私、各府省の自己点検、自己申告という手法にはおのずと限界があるのではないでしようかというお伺いをしましたら、当時の総務大臣からは、「平成二十九年の点検の際とは異なりまして」、「書面調査やヒアリングも行いつつ、徹底した検証を進めていただいているところでございます。」とか、あとは、「各府省においても誠実に対応されていると認識をいたしております。」とあったんです。

でも、結果として、各府省が、もちろん誠実に対応なされた府省もあるでしょうけれども、結果として外交省は誠実な対応ではなかったのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○政府参考人（吉開正治郎君） 外交省の対応が誠実であったかどうかについて私が答弁する立場にあるのかどうか分かりませんが、外交省の検証委員会の報告書には厳しい御指摘がされているものと承知しております。

○吉川沙織君 ですから、自己点検という手法に限界があるのではないかと思う中で、先ほど少し大臣の答弁にもございましたけれども、一般の外交省の事案を受け、統計委員会では新たに検討チームをつくって集計プロセスなんかを点検するとされていますが、これまでどの点検の違いを簡潔に総務省に伺いたいと思います。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、これまでの二回の点検では、総務省に承認された調査計画と調査実態の乖離を中心に点検を要請する、点検期間中に各府省が気付いたそれ以外の問題についても報告を求めるという形で実施をされたところでございます。

今回行われる今回の点検でございますけれども、現在、その実施に向けまして、統計委員会に設置された公的統計品質向上特別検討チームにおいて、まず一般の事案の精査を行い、全政府的に共通する課題や問題の抽出の議論を行っていただいているところでございます。

今回の点検が前回二回の一斉点検とどう違うかというお尋ねでございますけれども、まず一つは、今回はその基幹統計の集計プロセスを対象とすることを考えております。それから、先ほどの大臣答弁にもございましたように、一般の事案と同様な誤り事案を発見して修正するだけではなくて、将来的な誤り事案の発生につながりかねないリスクを丁寧に把握することなど、事案の背景にまで遡った点検を行うことが重要であるという認識の下、特別検討チームにおいて議論が行われているところでございます。

○吉川沙織君 特別検討チームの審議状況について

て、先月二月二十一日に公表されている資料を拝見いたしますと、今答弁があったような「全府省の基幹統計調査の集計プロセスにおける重大リスク事象に関する点検」とかいろいろ書いてありますが、やはり、各府省に自己申告させた書類、どんなアプローチを取ったとしても、それを検証するだけでは、結果的には構造問題の解決に至らず、また同じような事案が一年半後とか二年後に出てきやしないかという、こういう危惧があるんですが、今回の、もう二度とこういうことはないと言いかれますでしょうか。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

まあ若干繰り返しになりますけれども、今後行われることとなります点検は、現時点における誤り事案の有無の確認にとどまらず、将来的な事案発生リスクを把握し、実効ある再発防止につなげるものだと考えておりまして、長期にわたる数値誤りなど重大事案の抑制に資するものになると考えております。

ただし、その誤りにはいろいろ種類がございますので、例えば回答ミスですとか入力ミスといった言わば一過性の数値誤りなどは常に発生するものでございますので、こういったものまでその点検によって皆無にするということは困難だと考えております。

このため、統計委員会におきましては、各府省における審査能力の向上のための研修の充実ですとか、ミスの軽減を図るための調査のオンライン化の推進、それから誤り発見時の対応の改善などの方策についても議論が行われていくものと考えております。

○吉川沙織君 私は別に一過性の誤りとかそういうことを申しているわけではなくて、構造的な書換えが組織立てて行われていたとか、二、三年でその管理職が異動するから、もうそこでパンドラの箱を開いたら大変なことになるからずっと蓋をして、事実と異なる正確ではない統計がずっと積み上げられるとか、そういったことを申し上げます。しているわけです。

で、先ほど大臣答弁で、それからこれまでの総務大臣の答弁の中で何回も何回も統計委員会の取組を全力で支援していきたいという、こういう答弁繰り返されましたので、ここで統計委員会について伺いします。

統計委員会については平成三十年の統計法改正によって機能強化が図られました。その内容について大臣にお伺いいたします。

○国務大臣（金子恭之君） 平成三十年の統計法改正では、統計委員会の機能強化のための改正も行われました。

具体的には、総務大臣に対して諮問によらず自

ら意見を述べる、すなわち建議ができるようになる、また、公的統計基本計画に定める施策の推進のため各大臣等に勧告できるようにする、さらに、統計委員会に統計幹事を設置をし、統計幹事には各府省内の統計部門を束ねる者を任命をして、統計委員会と調整、連携を行わせる等の措置が講じられました。

○吉川沙織君 つまり、一定程度の機能強化は平成三十年改正で行われたわけですが、具体的な内容を改めて伺います。

では、その統計委員会の委員は何名か、まず伺います。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

統計法第四十六条の規定によりまして、統計委員会は委員十三人以内で組織するとされておりまして。

○吉川沙織君 その委員十三名以内、十三名は常勤か非常勤か確認します。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

統計委員会の委員でございますけれども、統計法第四十八条第五項の規定により非常勤とされておりまして。

○吉川沙織君 では、統計委員会はいわゆる三条委員会か八条委員会かについて教えてください。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

統計委員会の位置付けでございますけれども、これは国家行政組織法第八条に基づくいわゆる八条委員会でございます。総務大臣の諮問機関という位置付けでございます。

○吉川沙織君 統計委員会については、その期待される役割、果たすべき責任が非常に大きいにもかかわらず、権限が不十分であると言わざるを得ないと思います。

そういった中で、令和二年六月二日の公的統計基本計画四十五ページにはこう書いてあります。

「統計委員会の機能強化や調査票情報等の提供及び活用の拡大等、統計関連法制の見直しも検討されている状況にある。」とされていますが、こういう検討は今されているのでしょうか。やっているかやっていないかだけ教えてください。

○政府参考人（吉開正治郎君） これまでの統計委員会の審議におきましてそのような統計法制の改正につきましては具体的な議論が行われているとは承知しておりませんが、今後の特別検討チームの検討を踏まえ、それから統計委員会の方で議論されると思いますけれども、その中で議論の俎上には上ってくるものではないかと考えております。

○吉川沙織君 令和二年の公的統計基本計画には

統計委員会の機能強化等見直しも検討されている状況にあると四十五ページに明記をされていますので、まあ今回の国交省の統計不正を受けた結果、そうなるのではないかと思います。注視して見ていきたいと思えます。

先ほど、平成三十年の統計法改正のときに行われた統計委員会の機能強化の一つに、諮問がなくなり統計委員会が調査審議できるようになったばかりではなくというくだりがありました。で、勧告も可能となっておりますが、勧告をした実績というのがありますでしょうか。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

統計法第四条七項におきまして、統計委員会は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは勧告することができるかとされております。

統計委員会の機能強化が行われた平成三十年六月以降、統計委員会が行った建議や答申、意見につきましては、統計幹事といった新たな枠組みを活用しつつ着実に実施されてきているものと承知しております。勧告に至った案件はございません。

○吉川沙織君 平成三十年の常会でこの総務委員会で統計法審議いたしました。可決、成立をして施行された後、厚労省の毎勤統計の不正事案が発

覚し、その不正事案においてすら勧告をしていないということが改めて明らかになりましたが、今回の国交省の事案を受けた本年二月四日の第一回公的統計品質向上のための特別検討チーム会合で配付された資料二、今の統計委員会の委員長が配付した資料によれば、この視点で建設工事受注動態統計の件が最初に示されています。

今後の検討次第では勧告も視野に入るのではないかと考えますが、見解があればお願いします。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

今御指摘ありましたように、今回の事案につきましては、統計委員会の特別検討チームにおきまして、再発防止や信頼回復に向けて、今回の事案において発生した問題の検証を踏まえた政府統計全体の課題抽出などについて審議が行われているところでございます。そのような審議を通じまして、統計委員会として、勧告の要否も含めて必要な対応を検討されるものと認識しております。

○吉川沙織君 今の統計委員会委員長が示した。ペーパーの最初にこれ挙がってきていますので、私はそういったものも視野に入れて、せっかく機能強化をして権限があるんですから、そこはしかるべき対応をするべきではないかと思えます。

そこでまた経産省と厚労省の件に戻りたいと思えますが、これらの事案を受けて講じられた再発

防止策について伺います。

○政府参考人(吉開正治郎君) お答え申し上げます。

毎月勤労統計調査の不適切事案を受けまして統計委員会において取りまとめられました再発防止策では、主に三点の御提言をいただいております。一点目は、統計作成プロセスの適正化として、各府省において、調査実施後に統計幹事の下で調査計画の履行状況等の点検、評価を行うPDCAサイクルによるガバナンスの確立ですとか、調査担当から独立した審査担当を配置する分析的審査機能の強化、二点目といたしまして、誤り発生への対応といたしまして、各府省における誤り発見時の対応ルールの作成、三点目といたしまして、統計作成の基盤整備として、統計の専門機関による各府省支援といった提言をいただいております。

○吉川沙織君 今四点ほど挙げていただきましたけれども、統計不正が残念ながら何度も発生し、近年のデータ重視の流れを受けた統計改革も要請される中で、これは実は、統計委員会だけではなく、ほかの会議体でもいろいろ議論が行われてきました。

厚労省の事案に至っては、統計委員会のみならず、統計改革推進会議においてもいろいろ検討されましたけど、統計委員会と統計改革推進会議、

総務省と内閣官房の役割分担について教えてください。

○政府参考人(吉開正治郎君) お答え申し上げます。

まず、統計委員会でございますけれども、統計委員会は、統計行政の司令塔といたしまして、専門家から成る第三者委員会として総務省に置かれておりまして、統計に関する重要事項、公的統計基本計画の審議、基幹統計調査に関する審議等を担っております。

次に、総務省政策統括官でございますけれども、この組織は、統計委員会を支援、各府省の統計部門を横断的に調整する役割を担っております。具体的には、公的統計基本計画を始めとする各種方針の推進、それから各府省が行う統計調査の審査や調整などを行っております。

続きまして、統計改革推進会議でございますが、これは、統計部門にとどまらない政策の調整、推進、すなわち統計を含む各種データの活用ですとか政府全体におけるEBPMの定着など、こういった政策の調整、推進を行うために、内閣官房長官を議長として平成二十九年に設置されたものでございます。

最後に、内閣官房の役割でございますけれども、内閣官房の統計改革推進室がこの統計改革推進会議の事務局機能を担うために設置されております。

たけれども、これは内閣官房のスリム化の観点から昨年十一月に廃止となりまして、その事務はEBPMを推進している内閣官房行政改革推進本部事務局に移管されたものでございます。

○吉川沙織君 今長々答弁いただきましたが、総務省の統計委員会、内閣官房の統計改革推進会議で、この統計改革の推進状況についてというのを一生懸命作っていた内閣官房統計改革推進室は、今答弁の最後で触れましたけど、去年の十一月十二日に廃止されています。官房長官はこのことに問われて、業務に一定の区切りが付いた、こうおっしゃっているんです。

ですから、ちょうど、去年の十一月に統計改革推進室廃止して、その翌月に国交省の事案が発覚をしました。全然業務に一定程度区切りが付いていないのに廃止をして、内閣官房のスリム化という名の下に廃止をしてこの事案が発生してしまつたということは、今日は総務省しかお呼びしていませんので、内閣官房の方いらっしゃいませんか。でこれ以上申し上げませんが、今の行政が統計をどの程度重視しているかということの表れではないかとも思われます。

またここで総務省に話戻します。

経済産業省の統計不正事案発覚以降、統計の品質確保のため、幾つかの役職が新設されていると存じますが、その名称だけ伺います。名称だけで

結構です。

○政府参考人(吉開正治郎君) 今御指摘のありましたものは、令和二年六月に変更した公的統計基本計画を踏まえ新たに設置されました統計監理官及び統計分析審査官でございます。

○吉川沙織君 経産省の事案以降と今申し上げましたので、平成三十年に置かれたものも入りませんか。

○理事(滝波宏文君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○理事(滝波宏文君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(吉開正治郎君) 大変失礼いたしました。

先ほど統計法改正の話がございましたけど、統計法改正によって設けられました統計幹事のことであると承知しております。

○吉川沙織君 平成三十年の統計法改正によって統計幹事は明確に位置付けられましたが、総括統計幹事ってどなたですか。

○政府参考人(吉開正治郎君) 総務省の政策統括官、私でございます。

○吉川沙織君 総務省の政策統括官が総括の統計幹事はいんですけど、ほかの統計幹事見ると完璧に充て職で、本当にこれで大丈夫なのかということが一つあります。

それを受けてもう一つ伺いますが、最近置かれ

た役職の中、二つ、統計監理官と統計分析審査官というのがありました。統計分析審査官については、令和元年七月二十二日、内閣官房統計改革推進室は、公的統計の分析的審査の体制強化についてというのを発表しています。これによれば、内閣官房統計改革推進室に新たに分析的審査担当を三十一人配置とあります。今も発表当時と同じ三十一人でしょうか。

○政府参考人(吉開正治郎君) お答え申し上げます。

統計分析審査官は、今御指摘ありましたように、当初、三十一年、令和元年七月時点では三十一人でございましたけれども、その後若干増員されまして、現在は三十三名となっております。

○吉川沙織君 実は、私、さっきも引用しました令和元年五月二十日の行政監視委員会の内閣官房に質問したら、本年二月一日に政府統計検証チームを立ち上げたところで、体制として三十一人で、この三十一人がそのまま翌々月発表された分析審査官になったんじゃないかということで、横滑りでそのまま配置人数を置いただけじゃないかという思いがあったので、三十一人と三十一人があって、今三十三人に増えたということですが、専門性についてはやはり検証していかなければいけないと思っています。

平成三十年末に発覚した厚労省統計不正事案を

受けた再発防止策として、先ほども再発防止策、四つ御答弁いただきましたが、その中の一つ、今年度から各府省に統計の専門家である統計監理官を派遣することになっていましたが、その実施状況についてお伺いいたします。

○政府参考人(吉開正治郎君) お答え申し上げます。

今御指摘いただきました統計監理官の各省への派遣でございますけれども、これは令和二年六月に変更されました公的統計基本計画に基づく取組の一つでございます。専門家を総務省から各省に派遣して統計作成プロセスの診断を行い、必要な助言や支援を行うものでございます。

この閣議決定に沿いまして、令和三年十一月以降、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省に順次試行的に派遣してまいりました。実は、その国土交通省にも派遣予定でございましたけれども、今般の事案を踏まえて一旦休止しているところでございます。

○吉川沙織君 令和二年六月二日に変更された公的統計基本計画において、「統計委員会が定める方針の下、専門家を採用し、「統計監理官」として各府省に派遣し、統計幹事等を支援する。」と明確に記述があつて、準備は令和二年度、三年度から実施、派遣すると書いてあります。

また、大臣、今日の答弁で再発防止策の効果と



かを問われた際に、こうお答えになっておられます。公的基本計画に基づく統計監理官を各府省に派遣し、着実に実施しているが、定着はしていない、こういう趣旨のことをおっしゃっていますが、今回不正が発覚した国交省には派遣がされていなかったということで、さつき答弁ありましたけど、そういうことで、もう一回、よろしいですね、総務省。

○国務大臣（金子恭之君） 派遣の予定でございました。その後、この事案が発生したために実際は派遣はまだされておりません。

○吉川沙織君 よく言われることですけど、政治行政ともちろん立法府の側は違いますが、結果責任だということも言われます。あくまで予定であって、それが実施に至っていなかった。公的統計基本計画はこうやって明示してあって、これは厚労省の毎勤統計の事案を受けて変更されたものと承知しています。ですから、これは着実に実施される必要があると思いますが、ただ一方で、総務省、統計行政つかさどっておられますけれども、その統計に関わる人員というのはずっと低減傾向にあります。

五年前のこの場所でも当時の総務大臣にお伺いして、減っている傾向にあると答弁いただきましたけれども、例えば平成二十九年と現在の統計の人員、平成二十九年と令和三年だけで結構ですの

で教えてください。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

国の統計職員数でございますが、これは実員ベースで把握してきております。御指摘のとおり、長らく減少傾向にありましたが、近年においては、統計部門を強化するということが、僅かではございますけれども増加に転じてきておりまして、平成二十九年は千九百四人でしたが、令和三年では千九百九十六人となっております。

○吉川沙織君 ずっと低減傾向が続いてきて、平成二十九年度と令和三年度と比較すると多少は増えているようですが、諸外国に比べたらまだまだ少ないと言えるのではないかと思います。

ここで、統計法に規定のある公的統計基本計画について改めて伺います。

国交省の事案について明らかになった以上、いろんな手を尽くすべきだと思います。統計法に基づくこの計画は、やっぱり再発防止策いろいろ盛り込まれていました。この計画はおおむね五年ごとに改正されていますが、直近の改正時期について、念のため答弁ください。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

直近ということになりますと、令和二年六月に一部変更いたしましたので、それが直近というこ

とになります。

○吉川沙織君 私、五年前の質疑で申し上げたときは、平成二十九年十二月に当時の統計委員会が答申を出して、平成三十年三月に計画が三期目が出されたのが正式なもので、その後に厚労省のことがあったので一部変更をしたものが、今御答弁いただいた令和二年六月二日の公的統計基本計画の一部変更だと承知しております。

ここに何が書かれているかといいますと、総務省は政府統計全体のハブ機関として、各種取組を通じて各府省をサポートしていくとされておりましたけれども、結果として、本来の平成三十年三月の見直しから一年半で新たな不正が発覚してしまったこととなります。

公的統計基本計画の見直しも含め、抜本的な再発防止策を取りまとめ確実に実行することが求められるのではないかと思います。総務大臣、御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（金子恭之君） 吉川委員には、長きにわたって統計、公的統計の信頼回復に向けて取り組んでいただいております。心より敬意を表したいと思います。

毎月勤労統計調査の事案を受けまして、改善策として、各府省の調査計画の点検、評価、専門家である統計監理官による第三者監査の導入、統計研究研修所の研修を通じた人材育成などの取組を

進めてまいりました。これらの改善策は、効果を発揮するまで長期にわたって取り組まなければならないものが多く、今回の事案を防げなかったことは遺憾でございます。

このため、現在統計委員会において、今般の事案の精査を行い、その背景となった課題や問題を抽出した上で、公的統計の改善施策の更なる充実や改善に向けた議論がなされているところでございます。

総務省としては、統計委員会におけるこうした議論を全面的に支援するとともに、取りまとめいただいた内容を公的統計基本計画に反映をし実行に移すことにより、公的統計の信頼確保にしっかり取り組んでまいります。

○吉川沙織君 統計の品質確保のため体制整備図られてきた中で、今般の国交省の事案が発覚をしております。果たしてこれまでの対策が十分だったのかどうかというのを検証されてしかるべきですけれども、総務省の統計の現場にいらっしゃる職員の皆さんは本当に真摯に職務に取り組んでおられると承知しております。でも、各府省においてはどうなのか、そして、それを幹部の職員の皆さんがどういうふうに捉えているかということもまた見直していかなければいけないと思っています。

統計行政を所管する総務省としての施策と再発

防止策について今日は問うてまいりましたが、次回は国交省の統計不正事案について具体的に取上げたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。